

I 令和7年度就学援助制度の実施について																																													
1. 就学援助制度の周知方法																																													
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)										(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)						(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)																			
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の冊子に貼付	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時、入学前に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他	(2) (1) のコの内容										(4) (3) のオの内容・補足事項								(6) (5) のクの内容								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)						(8) (7) のカの内容	
33	33	33	26	18	14	24	19	29	2	8	9	9	1	0	29	0	3	3	11	9	12	0	0	0	0	4	4	13	3	29	28	9	6	6											
神奈川県横浜市		○	○	○				○	○								○	初回の申請のみ締切期限を設定し、その後は翌年2月まで随時申請を受け付けており、年度当初分から援助する。	○									○		○	○	○	○	保護者への配信システムによる周知											
神奈川県川崎市		○	○	○	○	○	○	○			○					○				○						○	前年度末時点で就学援助が認定されていた場合、申請書の提出をしなくても当該年度の申請書が提出されたものとする。	○	○	○	○	○													
神奈川県相模原市		○	○			○		○	○		○	学務課、公民館などの関係機関に案内兼申請書を配布。 小学校1年生の保護者に対しては、案内兼申請書とともに就学奨励金制度の利用意思確認書を配付し、全児童の保護者から学校を通して届出したべく取扱いとし、より丁寧な制度周知を行っている。			○									○	小学校1年生は(6)のイ、その他の学年は(6)のイの提出方法としている。 また、要保護者は福祉事務所から情報提供を受けることにより決定し、申請書の提出を不要としている。	○		○	○		○	外国人向けに就学援助制度の外国語による案内を作成し、ホームページに掲載している。 小学校等入学予定者の新入学児童学用品費の入学前支給に係る案内兼申請書については、就学時健康診断通知に同封し、 小学校1年生の保護者に対しては、案内兼申請書とともに就学奨励金制度の利用意思確認書を配付すること、多くの保護者に対し、制度周知を行っている。													
神奈川県横浜賀市		○				○	○	○		○					○				○											○	○	○													
神奈川県平塚市		○	○			○		○							○					○										○	○														
神奈川県鎌倉市		○	○		○	○	○	○			○	前年度認定者への案内を送付している。				○				○								○		○	○														
神奈川県藤沢市		○	○	○		○	○	○			○	4月の中旬ごろにすべる（保護者向けの配信ツール）にて就学援助の案内を配信している							○											○	○	○													
神奈川県小田原市		○	○	○		○					○	前年度認定世帯へ就学援助制度の書類を郵送	○								○				○	電子申請する場合は、申請を希望する者が教育委員会に提出				○	○														
神奈川県茅ヶ崎市		○	○	○		○	○	○							○						○						○		○																
神奈川県逗子市		○	○		○	○									○					○											○														
神奈川県三浦市		○	○	○	○	○	○	○		○	○	三浦市公式LINEで周知している。				○					○									○	○														
神奈川県秦野市		○	○		○			○	○	○	○	4月上旬にtetoruを通して保護者へ案内を送付、5月に準要保護世帯に対して申請案内を送付（認定期間が10月から翌年9月、申請期間が7月のため）								○						○		○	○																
神奈川県厚木市		○	○	○		○	○	○													○									○	○	○													

			Ⅰ 令和7年度就学援助制度の実施について																																			
			1. 就学援助制度の周知方法																																			
			(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)									(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)						(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)												
			ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の冊子に制度掲載又は就学案内の冊子とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時、就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒へ家庭内を送付	コ. その他	(2) (1) のコの内容						(4) (3) のオの内容・補足事項						(6) (5) のクの内容								(8) (7) のカの内容					
33	33	33	26	18	14	24	19	29	2	8	9	9	1	0	29	0	3	3	11	9	12	0	0	0	0	4	4	13	3	29	28	9	6	6				
神奈川県 大和市			○	○	○			○	○	○					○						○								○	○	○							
神奈川県 伊勢原市			○	○	○	○		○	○	○					○					○										○	○	○		○	市ホームページのQRコードを表示（ホームページは外国語翻訳が可能のため）			
神奈川県 海老名市			○	○			○		○								○			○											○	○	○					
神奈川県 座間市			○	○	○			○			○										○					○	市公式LINEからの電子申請				○	○	○	○	保護者LINEで通知をした。LINE申請を実施した。			
神奈川県 南足柄市			○		○				○	○					○					○											○	○						
神奈川県 綾瀬市			○	○				○	○	○		○	教育委員会から前年度認定者へ案内を送付								○											○	○		○	外国語の就学援助制度のチラシ案内を作成（英語・スペイン語・ベトナム語・ポルトガル語・ラオス語・中国語・クメール語・タイ語）		
神奈川県 葉山町			○	○		○			○	○					○						○											○	○		○	保護者への情報連絡・共有システムを利用したメール送付による周知		
神奈川県 寒川町			○			○			○	○		○			○						○											○	○					
神奈川県 大磯町			○		○			○			○		○	年度当初に前年度の申請者に学校を通じて申請書を配付							○											○	○					
神奈川県 二宮町			○	○	○	○	○		○						○						○									○		○	○					
神奈川県 中井町			○	○	○			○							○						○									○		○	○	○				
神奈川県 大井町			○	○		○	○	○	○	○					○						○									○		○	○					
神奈川県 松田町			○		○					○			○	年度当初は申請締め切りを設定し、4月に遡及して援助している。締切日を通さた場合は、申請日の翌月分から援助している。							○									○								

[illegible]

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																							(2) (1)で ソ、タ又は ナに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掛ける 係数(倍率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 年金保険 料の免除	オ、国民 健康保険 料の減免 または徴 収の猶予	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者の職業 安定基金 員労働者	ク、PTA 会費、学 校費等の 学校納付 金の減免 が行われ ている者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 の悪い 者、暴 行、暴言 等が悪い 者または 学習用品 等に不 自 由に な る 者 等 で 保 護 者 の 生 活 状 態 が さ ま ま と 認 め ら れ る もの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数 が多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪 いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 要件が変 化するもの) (例：生 活保護の 1.3倍、 1.5倍 等)(係 数(倍 率)を (4)に 記入し てくだ さい。)	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わると 自動的に 要件が変 化するもの) (例：生 活保護の 1.3倍の 額(384 万円)、 1.5倍 (455万 円)等) (係数 (倍率) を(4)に 記入し てくだ さい。)	チ、特別 支援教育 が学級 費の必要 額測定に 用いられ る最低限 額に一定 の係数を 掛けたもの (係数 (倍率)を (4)に 記入し てくだ さい。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの (例：課 税最低限 度額の 1.0倍、 1.5倍 等)(係 数(倍 率)を (5)に 記入し てくだ さい。)	テ、離職 や病気等 の理由に よって家 計が急変 した者	ト、その他								
																				係数(倍率)	係数(倍率)	倍	倍				
33	33	23	19	21	21	23	9	3	16	18	7	5	5	19	20	10	3	0	9	6	32	0	6	0	33		
神奈川県横浜市		○					○										○				1				0		
神奈川県川崎市		○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○	○	1		失業や疾病による休職又は医療費がかかっていて、一定の要件を満たす場合		0		
神奈川県相模原市		○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○		1		・世帯構成員が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項の支援給付を受けている者		0		
神奈川県横浜青葉区		○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○						2				0		
神奈川県平塚市							○									○					2				0		
神奈川県鎌倉市																			○				平成25年4月1日時点の生活保護基準額の1.5倍以下		0		
神奈川県藤沢市		○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○		1				0		
神奈川県小田原市		○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○				○		1				0		
神奈川県茅ヶ崎市																○					2				0		
神奈川県逗子市		○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○		2				0		
神奈川県三浦市		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○						2				0		
神奈川県秦野市																○			○		2				0		
神奈川県厚木市																	○		○		2				0		

都道府県	市区町村名	5、令和7年度主要保護就学援助額																																								(2) 補足事項																							
		1、小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																																															
		(1) 費目毎の援助額																																																															
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費											卒業アルバム代等										オンライン学習通信費												
費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和7年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和7年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和7年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和7年度単 価	その他	補足事項	費目の 設定の 有無	実費・ 現物支 給	支給平 均額	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和7年度単 価	その他	補足事項																
33	33	33	0	0	4	4	4	29	29	0	3	33	0	0	4	4	4	29	29	0	1	16	9	9	7	7	7	0	0	0	9	33	13	13	19	19	19	1	1	0	3	11	5	5	3	3	3	3	3	3	0	0	8	0	0	3	3	3	5	5	0	1	12		
神奈川県	山北町	○					○	5,815				○					○	28,530														○																																	
神奈川県	朝成町	○					○	11,630				○					○	57,060															○																																
神奈川県	箱根町	○					○	11,630				○					○	57,060															○	○	25,200																														
神奈川県	真鶴町	○			○	11,630	11,388					○			○	57,060	57,060																○																																
神奈川県	瀬河原町	○					○	11,630				○					○	57,060				○																																											※学費・生活費・交通費・医療費については、対象 費目ですが支給額がなかったため、平均支給額 が0になっています
神奈川県	愛川町	○					○	11,630				○					○	57,060															○																																※平均金額については、1歳～11.4歳児、2歳 児、11.5歳児（保育所入園費）とが主 で、保育費については、費目設定しているが、 オンライン学習通信費については、保育費 とは別枠で、その平均額は11,600円と算 入しています
神奈川県	清川村	○					○	11,630				○					○	57,060															○																																※平均金額については、3歳～5歳児の保育費 が対象で、その平均額は11,600円と算入 しています

[illegible]

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
33	33	3
神奈川県	大和市	
神奈川県	伊勢原市	
神奈川県	海老名市	
神奈川県	座間市	
神奈川県	南足柄市	
神奈川県	綾瀬市	
神奈川県	葉山町	
神奈川県	寒川町	
神奈川県	大磯町	
神奈川県	二宮町	
神奈川県	中井町	
神奈川県	大井町	
神奈川県	松田町	無記入

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
33	33	3
神奈川県	山北町	
神奈川県	御成町	
神奈川県	箱根町	
神奈川県	真鶴町	
神奈川県	瀬河原町	
神奈川県	豊川町	
神奈川県	清川村	